

特定非営利活動法人 呉こども NPOセンターYYY 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 呉こども NPOセンターYYY という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県呉市中央3丁目11-12 PANビル3Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちが地域の中で安心して育っていける社会の実現をめざし、子どもの社会参画の拡充を図る事業、国際条約である「子どもの権利条約」の啓発に関する事業等を行い、子どもの豊かな成長と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの諸活動に関する事業の企画運営及び支援事業
- (2) 子どもと文化芸術に関する事業の企画運営及び支援事業
- (3) 文化事業の企画及び協力・提供事業
- (4) 子どもの人権に関する情報発信事業
- (5) 子ども政策に対する提言活動
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する18歳以上の者。
- (2) 子ども会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する18歳未満の者。
- (3) 参加会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する18歳以上の者。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を支援、協力する団体及び個人。

(入 会)

第7条 会員として、入会しようとするものは、委員長が別に定める入会申込書を委員長に提出するものとする。

- 2 委員長は、入会しようとするものが本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 委員長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、委員長が別に定める退会届を委員長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をした場合、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、委員長がこれを除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員をおき、委員をもって法上の理事とする。

- (1) 委員 10名以上30名以内
- (2) 監事 3名

2 委員のうち、1名を委員長、3名以内を副委員長、10名以内を常任委員とする。

(選任等)

第 14 条 委員及び監事は、総会において選任する。

2 委員長、副委員長及び常任委員は、委員の互選により定める。

3 委員のうちには、それぞれの委員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該委員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が委員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 委員長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 委員長以外の委員は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 常任委員は、委員長、副委員長を補佐し、委員会の議決にもとづき、この法人の業務を取り扱う。

5 委員は、委員会を構成し、この定款の定め及び委員会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、委員に意見を述べ、若しくは委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された

場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第 17 条 委員又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の同意により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えられない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長その他の職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、委員会の承認を経て委員長が任免し、職員は事務局長が任免する。

第 5 章 会議

(種別及び構成)

第 21 条 この法人の会議は、総会、委員会、常任委員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、正会員をもって構成する。
- 3 委員会は、通常委員会及び臨時委員会の 2 種とし、委員をもって構成する。
- 4 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

(会議の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
 - (4) 事業計画および活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告および活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第39条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要な事項
- 2 委員会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営
 - (4) 役員の職務及び報酬
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 常任委員会は、次の事項について協議する。
- (1) 委員会提出議案の作成に関する事項
 - (2) 委員会の議決の執行に関する事項
 - (3) その他委員会の議決を要しない会務に関する事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 委員会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき
- 3 通常委員会は、毎年2回委員長が招集する。次の各号のいずれかに該当する場合には、臨時委員会を開催する。
- (1) 委員長が必要と認めたとき
 - (2) 委員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 4 常任委員会は、委員長及び副委員長または常任委員の要請によりその都度開催する。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その

日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。
- 4 委員長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時委員会を招集しなければならない。
- 5 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。
- 6 常任委員会を招集するときは、常任委員に対し、前項の規定と同様にしなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- 2 委員会および常任委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 常任委員会は、常任委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第 27 条 会議における議決事項は、第 24 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。
- 4 常任委員会の議事は、出席した常任委員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。
- 5 委員又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員、各委員及び各常任委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 4 常任委員会に出席できない常任委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 5 総会において第2項の規定により表決した正会員は、第26条第1項、前条第2項、次条第1項及び第40条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 6 委員会において第3項の規定により表決した委員は、第26条第2項、前条第3項及び次条第3項の適用については、委員会に出席したものとみなす。
- 7 会議の議決について、特別の利害関係を有するものは、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印し、これを保存しなければならない。
 - 3 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 委員総数及び出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 4 委員会の議事録には、議長及び出席した委員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印し、これを保存しなければならない。
 - 5 常任委員会の議事録の作成については、省略することができる。
 - 6 第29条第1項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日

- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は委員長が管理し、その方法は委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、委員長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、委員長は委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第37条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに委員長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 40 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 41 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された別の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ所轄庁の認定を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

なお、法第 31 条の 10 第 4 項及び法第 31 条の 12 第 4 項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細 則)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、委員会の議決を経て、委員長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

| | |
|-----|--------|
| 委 員 | 山本 和子 |
| 同 | 久保 直美 |
| 同 | 福田 聖子 |
| 同 | 井上 生子 |
| 同 | 齊藤 紀子 |
| 同 | 田端 圭子 |
| 同 | 茶山 枝美子 |
| 同 | 中村 幸恵 |
| 同 | 宮高 康子 |
| 同 | 西川 容子 |
| 同 | 谷 美緒 |
| 同 | 河邊 美奈子 |
| 同 | 葛原 かおり |
| 同 | 蔵下 寿美子 |
| 同 | 生部 京子 |
| 同 | 妹尾 千里 |
| 同 | 立間 津多子 |
| 同 | 中岡 博美 |
| 同 | 長原 史幸 |
| 同 | 平田 眞奈美 |
| 同 | 三井 宏文 |
| 同 | 米本 美千恵 |
| 同 | 榮 康彦 |
| 同 | 谷 真衣子 |
| 同 | 池田 鉄馬 |

同 瀬川 朋
同 米本 沙織
同 飯川 菜穂
同 岡田 真由子
監 事 飯川 陽子
同 大野 喜子
同 尺田 素子

- 3 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費

| | | |
|---------|-------|---------|
| 正会員 | 年会費 | 25,000円 |
| 子ども会員 | 年会費 | 1,200円 |
| 参加会員 | 年会費 | 18,000円 |
| 賛助会員 年額 | 個人 1口 | 3,000円 |
| | 団体 1口 | 10,000円 |